

子育て 1月 支援センター情報

- ☎ たんぼひろば (三福 295-1) ☎ 0558-76-6006
- ☎ すみれひろば (四日町 234-1) ☎ 055-949-0823
- ☎ 市役所社会福祉課 ☎ 0558-76-8008

13日 (火)	☎ おはなし会 10:00~10:45
14日 (水)	☎ 発達相談 10:30~11:30
15日 (木)	☎ リズム遊び 10:30~11:00
16日 (金)	☎ 親子体操教室 10:15~11:15
20日 (火)	☎ 制作 10:00~11:15 ☎ 制作 10:00~11:30
21日 (水)	☎ 制作 10:00~11:15 ☎ 制作 10:00~11:30
23日 (金)	☎ 身体測定・育児相談
27日 (火)	☎ おはなし会 11:00~11:20 ☎ 誕生日会 1月生まれ、要予約 10:30~11:00 ☎ 発達相談 10:00~11:30
30日 (金)	☎ 身体測定

ぼくの塗り絵、見に来てね

今月のぞみ幼稚園・大仁東幼稚園の年長さんの作品を展示中。
とき/1月5日(月)~2月1日(日)
ところ/葦山反射炉受付事務所
☎ 市役所世界遺産推進課 ☎ 055-948-1425

森林づくり県民税による 森林整備の推進
県では、皆さんにご負担いただいている「森林づくり県民税」を財源にして「森の力再生事業」を実施し、森林整備を進めています。この事業では、手入れが遅れた森林や竹林の整備を通じて、森林の持つ公益的機能を高めることにより快適なくらし環境を作ります。
☎ 055(920)2170
☎ 055(949)6813

造林用苗木の斡旋
造林用苗木の斡旋を行いますので、希望される人は下記一覧をご確認のうえ、申し込みください。※予定価格のため、変更となる場合があります。※代金は苗木引渡しの際にお支払いください。※苗木の引渡しは3月上旬になる予定です。
☎ 055(949)6813

樹種	規格			価格 (1本当り円)
	苗齢	苗長	標準根元径	
スギ	2年	小 40cm上	7mm	108円
		大 55cm上	9mm	95円
ヒノキ	3年	小 40cm上	7mm	113円
		大 60cm上	9mm	100円
クヌギ	2年	小 80cm上	-	126円
		大 100cm上	-	140円

予防法は正しい方法で「手を洗うこと」
冬の感染症にご注意 ノロウイルス

ノロウイルスによる食中毒や感染症胃腸炎は冬場に本格的な流行を迎えます。ノロウイルスは汚染された二枚貝などの食品を十分加熱しないまま食べて感染するほか、感染した人の手やつば、便、おう吐物などを介して体内に入ることにより感染します。主な症状は下痢、おう吐、吐き気、腹痛です。子どもや高齢者は重篤化しやすいので、特に注意しましょう。

予防は正しい方法できちんと手を洗うことです。石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。食事前、トイレの後、調理前はよく手を洗いましょう。ノロウイルスによる食中毒と思ったら、お医者さんに診てもらいましょう。

☎ 市役所健康づくり課 ☎ 055-949-6820
政府広報オンラインホームページ www.gov-online.go.jp/

市観光基本計画(案) 皆さんの意見募集

現在策定中の「伊豆の国市観光基本計画」について、市民の皆さんから、広くご意見を募集します。
☎ 055(948)1480
☎ 055(948)2926
☎ 410-2292
伊豆の国市長岡340-1
Eメール kankou@city.izunokuni.shizuoka.jp

お知らせ

介護の労をねぎらう 介護手当を支給

市では、介護が必要な人(介護保険の要介護度3・4・5)を、基準日までの半年以上、在宅で介護している人に対して、その労をねぎらうため、毎年7月1日と1月1日を基準日として『介護手当』を支給しています。

支給額
1回当たり 30,000円
要介護4・5の認定を受けて、介護保険のサービスを利用していない人
1回当たり 60,000円

支給対象 基準日前6カ月以上、伊豆の国市民で要介護者と同居し生計同一の介護者(生活保護受給者を除く) ※要介護者とは(次のすべてに該当する人)

新規取扱店

市の指定ごみ袋など「指定ごみ袋」と「粗大ごみ納付券」を取り扱うお店が、新たに加わりました。
取扱店名 社会福祉法人 春風会 もくせい苑 (田京1258-47)
☎ 055(949)6805

「児童扶養手当法」が一部改正されました

平成26年12月1日から公的年金など(遺族年金、障害年金など)を受給していても、年金額が児童扶養手当額より低い人は、差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。
☎ 市役所社会福祉課 ☎ 0558-76-8008

新たに手当を受け取れる場合
・児童を養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
・母(父)子家庭で、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
・母(父)子家庭で、離婚後に父(母)が死亡し、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

経過措置
公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった人で、平成26年12月1日において児童扶養手当の支給要件を満たしている人は、平成27年3月31日までに申請した場合は、12月分の手当から受給できます。この期間を過ぎると、申請の翌月分からの受給となります。

申請手続き
児童扶養手当を受給するには社会福祉課への申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

手当月額(参考・12月1日現在)
・児童1人の場合
全部支給 41,020円
一部支給 (所得に応じて決定) 9,680円~41,010円

時 とき	内 内容	料 参加費	講 講師	期 申込期限	申 申込先
所 ところ	対 対象・定員	持 持ち物	方 申込方法	他 その他	問 問合せ先